

青森市自治体DX推進方針（概要）

方針策定の背景

- デジタル関連法（官民データ活用推進基本法、デジタル手続法等）を整備し、令和2年12月に総務省が「自治体DX推進計画」を策定。
- 「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」を進めることとし、その実行に向けて、令和3年9月にデジタル庁が設置。
- デジタル社会の実現に向けた羅針盤として令和3年12月にデジタル庁が「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を策定。

- ◆官民データ活用基本推進法の基本的な方針
行政手続のオンライン化／オープンデータの推進／デジタルデバйд対策／マイナンバーカードの普及促進／情報システム改革、BPR
- ◆デジタル手続法の基本原則
デジタルファースト／ワンスオンリー／コネクテッド・ワンストップ
- ◆自治体DX推進計画の重点取組事項
自治体情報システムの標準化・共通化／マイナンバーカードの普及促進／行政手続のオンライン化／AI・RPAの利用促進／テレワークの推進／セキュリティ対策の徹底

方針策定の趣旨

- 国が策定した「自治体DX推進計画」において、「自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていく」ことが自治体に求められました。また、令和3年7月に同じく国が示した「自治体DX全体手順書」において、「相互に関連するDXの取組を総合的かつ効果的に実施し、全庁的にDXを強力に推進していくためには、全庁的な方針が決定されている必要がある。全体方針は、広く自治体内で共有されるべきである。」とされました。
- これらを受け、庁内の認識共有・機運醸成を行い、本市の自治体DXを推進し、市民サービスの向上や業務効率化を図るため、「青森市自治体DX推進方針」を策定します。
(本方針の期間は、国の「自治体DX推進計画」の計画期間に合わせて、令和4年度～令和7年度末)

基本方針

- 「自治体DX推進計画」を踏まえ、また、「官民データ活用推進基本法の基本的な方針」及び「デジタル手続法の基本原則」等に則り、取組を推進します。
- 本方針実行のための取組を3つに分類し、以下を基本方針とします。

市民サービスのデジタル化

最適なサービスを目指して

地域のデジタル化

暮らしやすいまちを目指して

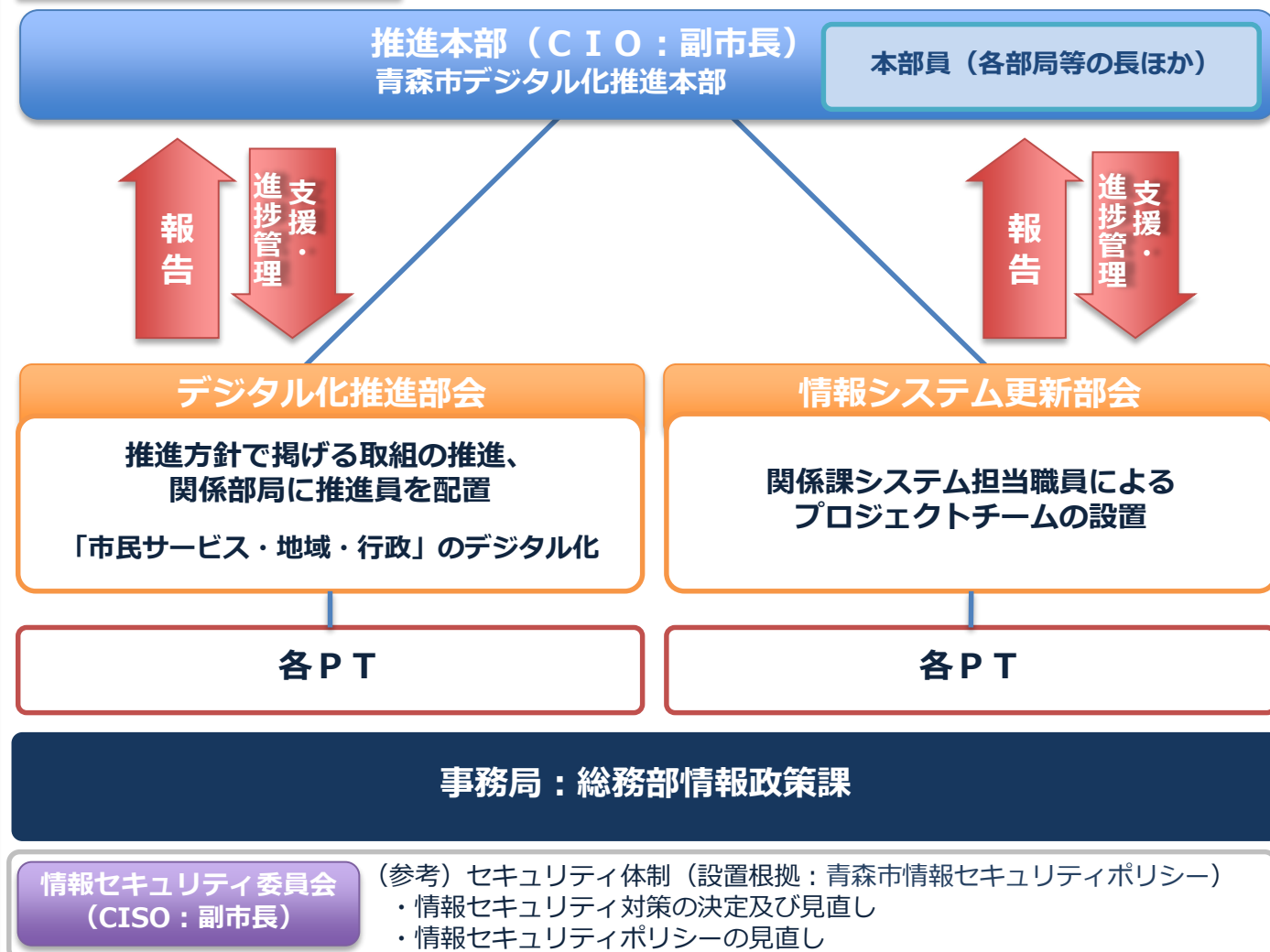
行政のデジタル化

市民サービスと生産性向上にチャレンジ！

主な取組

市民	行政手続のオンライン化の推進 窓口業務のデジタル化の推進 マイナンバーカードの普及促進 手数料等支払のキャッシュレス化 ほか
地域	地域企業のDXの推進【しごと創り2.0】 スマート農業の普及促進 ICTを活用した除排雪体制の強化 ヘルステックを核とした健康まちづくり ほか
行政	基幹系業務システムの標準化・共通化、クラウド利用 業務手順のデジタル化 AIやRPA等の活用による業務の効率化 新しい働き方の推進

推進体制（案）



情報セキュリティ委員会
(CISO: 副市長)

(参考) セキュリティ体制 (設置根拠: 青森市情報セキュリティポリシー)
・情報セキュリティ対策の決定及び見直し
・情報セキュリティポリシーの見直し